

白井市下水道排水設備指定工事店指定申請手続について

白井市下水道排水設備指定工事店指定継続申請に関連する手続は、次のとおりとします。

1 指定工事店資格要件

指定の申請をできる者は、白井市下水道排水設備指定工事店規程第3条第1項の規定により、次の各号のすべての要件を満たしている者です。

- (1) 下水道排水設備工事責任技術者が1名以上専属していること。
- (2) 排水設備工事の施工に必要な設備及び機材を有していること。
- (3) 千葉県内に営業所があること。

※以上の条件を満たしていても、次に該当する者は指定の申請をすることができません。

- ア. 工事業業者（法人にあっては代表者）が破産手続き開始の決定を受けて復権していない場合。
- イ. 工事業業者（法人にあっては代表者）が責任技術者としての登録を取り消されてから、2年を経過していない場合。
- ウ. 指定工事店が第10条第2項の規定により指定を取り消されてから2年を経過していない場合。
- エ. 工事業業者がその業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められるに足る相当の理由がある場合。
- オ. 工事業業者（法人にあっては代表者）が精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない場合。
- カ. 法人であって、その役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者がいる場合。

2 申請書及び添付書類

- (1) 下水道排水設備指定工事店指定申請書〔第1号様式〕
- (2) 法人の登記事項証明書（原本で3ヶ月以内のもの）
- (3) 定款の写し
- (4) 代表者の住民票（謄本でも可）、法人は写し（可）、個人事業者は原本、共に3ヶ月以内のもの

※ 添付書類に個人番号（マイナンバー）が記載されている場合は、黒塗りにしてご提出してください。

- (5) 代表者の経歴書〔様式参照〕
- (6) 誓約書（個人申請不要）〔様式参照〕
- (7) 営業所の平面図及び付近見取図〔様式参照〕
- (8) 工事用機材及び設備を有することを証する書類〔様式参照〕

(9) 写 真

- ・営業所の外部、内部及び資材置き場の状況がわかるもの。
- ・工事用機材及び設備を有することを証する書類に記載された機材及び設備。

※添付する写真はカラーとし、それぞれの品目等の説明を記入してください。

(10) 専属責任技術者名簿〔第2号様式〕

- ・専属する責任技術者証の写し（表裏両面）

（注）千葉県下水道協会が交付したもの。

責任技術者の更新に伴い、提出ができない場合は、仮責任技術者証（紙カード）の写しを添付ください。

- ・雇用関係を証する書類（別紙―1）参照。

(11) 参考添付書類 他市町村の指定状況（市町村名及び指定日）がわかるもの

3 申請手数料 1万円

申請書の提出時に納付していただきます。

4 提出部数 1部

5 申請期間及び申請場所

(1) 申請期間 随時受付（閉庁日を除く午前9時から午後3時30分まで）

(2) 申請場所 白井市役所東庁舎2階上下水道課34番窓口。

※原則持参提出とします。（ヒアリングを行います。）

郵送を希望される場合は、ご相談ください。

6 有効期間

指定工事店としての指定を受けた日から4年を経過する日の属する年度の末尾までとなります。

7 その他

添付する写真は、カラーとし、それぞれの品目等の説明を記入してください。

指定証の郵送を希望される場合は、返信用封筒（A4+180円切手）を申請時に提出ください。

本件について、不明な点がありましたら随時お問い合わせください。

問い合わせ先 白井市役所 上下水道課 業務係
〒270-1492 白井市復1 1 2 3
TEL 0 4 7 - 4 9 2 - 1 1 1 1(代)
内線 3 7 5 7
Fax 0 4 7 - 4 9 2 - 3 0 7 0
E-mail jouge-suidou@city.shiroi.chiba.jp